

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-50	情報記録機器等

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-20	—	電気蓄音機及びステレオ再生装置
H4-40	—	音声映像記録再生機器
H4-44	—	磁気シートレコーダー
H4-450	—	映像記録再生機器
H5-30	—	電子計算機用補助記憶機
H5-5	—	オフライン機器
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
定義		
<p>記録媒体に、音響、映像、文字等の情報(電子情報)を記録する機器、また、記録した情報を再生するための機器を分類する。原則として、スピーカー、表示機等、情報を入出力できるものは含まない。但し、車載型は例外的にスピーカー付きを含む。</p> <p>下位の分類は、記録媒体の種類による分類とする。</p>		
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)		
<p>■出力機を具備するものとの関係■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スピーカー等出力機を有するものは、H7-212音響情報記録再生機器に分類する。 ・映像用の表示画面を有するものは、H7-6240~H7-6246に分類する。 <p>■特定の機器専用のものについて■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビデオカメラ用のレコーダーは、J3-2910に分類する。ただし、モニターにコードで接続して使用するようなボックス型のレコーダーはJ3-2910に含まず、H6-5代に分類する。 ・電子計算機(演算部、制御部を有するもの)と一体となったものは、H6-6 に分類する。 <p>■カーナビゲーション機器は以下の分類へ■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CD、DVD、HDD等記録機部のみは、H6-5代に分類する。 ・携帯型GPSや、表示機・記録機を有さない方向探知器は、H7-32へ。 ・DVD再生機付き表示機、記録機内蔵型表示機は、H7-62代(データ表示機)へ。 ・情報端末機にGPS機能がついたものは、H7-720~725(表示機付き電子計算機等)へ。 ・カード型GPS(PC等に挿入するもの)は、H6-20(通信装置用基本的機器)へ。 		
分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)		
<ul style="list-style-type: none"> ・今後、新規物品が出た場合でもできるだけ下位に展開する。 ・異なる媒体を使用する記録機能を、複数具備する場合の優先関係は、原則として、内蔵型<カード<テープ<ディスク<レコードとし、レコード記録機を最優先して分類する。例えば、 レコード記録機とテープ記録機を共に具備するものはH6-51(レコード記録機)、 ディスク記録機とテープ記録機を共に具備するものはH6-52(ディスク記録機)、 記録媒体を内蔵していても、カード読み取り部があるものはH6-541(カード記録機)に分類する。 		
過去に分類した物品の名称		

